

2023(令和5)年の出入国管理及び難民認定法改正に対応!! 複雑難解な関係法令をわかりやすく説明!



3訂版 はじめての 入管法

元東京入国管理局長 黒木忠正 著 / 元東京入国管理局長 福山宏 改訂

2024年2月刊 A5判 336頁 定価3,740円(本体3,400円) 978-4-8178-4937-3 商品番号: 40407 略号: 入法

- ✓ 申請取次業務をはじめたい
- ✓ 窓口業務で、外国人からの相談に柔軟に対応したい
- ✓ 入管実務について一から学びなおしたい



入管法の入門書!

- 入管実務を行ううえで必要となる主要な項目の経過及び現行の状況を詳細に解説。
- 重要項目に対してはコラム(ひと言)を備え、より丁寧に解説。
- 根拠となる法令、条文、参考文献を詳細に記載。

第1章 入管法と入管組織
第2章 出入国在留管理庁
第3章 外国人の入国・上陸
第4章 在留資格
第5章 在留資格に関する制度
第6章 在留
第7章 在留資格の取消し
第8章 退去強制

第9章 難民の認定
第10章 補完的保護対象者の認定
第11章 庇護制度
第12章 被收容者の処遇
第13章 出入国管理に関する特例法
第14章 その他
第15章 共生社会

第2章

出入国在留管理庁

1 任務と所掌事務

入管法は、その1条において、次の3つの目的を定めています。

(1) 本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図ること。

この「出入国の管理」の中には、日本人及び外国人の出帰(入)国の管理のみならず、外国人の在留の管理も含まれると解釈・運用されてきました。しかし、2018(平成30)年の改正により、この点を明確に表現するために、次の(2)が加えられました。この部分が次の項の2の外国人受入れ環境の整備や第15章の共生社会につながっていく始点となります。

(2) 本邦に在留するすべての外国人の在留の公正な管理を図ること。

(3) 難民の認定手続を整備すること。

この入管法その他の法律(注)を基本として行われる行政が出入国在留管理行政であり、法務省の外局である出入国在留管理庁(入管庁)が担当しています。

(注) 本書第5章2で説明する技能実習法及び第13章の入管特例法が含まれます。

入管庁は、法務省設置法28条1項の規定により、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務としています。さらに、この任務を達成

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ

するこ



日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

X(旧 Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP